

# 棚田耕作放棄・耕作続行難渋農家への支援活動の諸形態

## Varieties of Systems to Support Terraced-Paddy-Farming

佐久間泰一\* 石井 敦\*\*

SAKUMA Taiichi \* ISHII Atsushi \*\*

### 1. はじめに

伝統的な棚田を保全することが強く求められているにもかかわらず耕作放棄は進み、かろうじて農家が耕作していても、その続行には難渋しているのが最近の状況である。そのため、農林水産省では棚田百選の選定や条件不利地域への直接支払いなどの施策を進めているし、また、各地で官民の多種多様な支援が行われている。棚田の水稲栽培を持続するには、多くの労働と経費が必要だが、我々は各地の棚田（大山、丸山、姨捨、輪島、飯田、橿原、明日香等）における各種の支援形態とそれによる労働と経費の支援の実態を分析して、その一部は既に報告した（佐久間・石井：投稿中，石井・佐久間：2007）。ここでは、これらの事例研究の成果を踏まえて、公・共・私による棚田農家支援の諸形態を横断的に比較検討して報告する。

### 2. 公的支援

公的支援としては、国による棚田百選の選定などの棚田のPR、直接支払いによる経費の一部補助、棚田特区の指定による共・私的支援をやりやすくする条件づくり等の施策や、県・市町村による個々の棚田のPRや支援受付業務窓口の担当（大山、飯田市）、田植えや収穫などのイベントへの職員の派遣（鴨川市、熊野市）、ボランティア募集業務（栃木県）や、支援活動経費への直接的間接的な補助金（三重県、鴨川

市、輪島市）のようなソフト面での支援のほかに、棚田の農地基盤そのもの（丸山）やアクセス道路を整備する（大山）といったハード面での支援がある。大山では、県道の改良により都市からのアクセスが著しく改善された。

### 3. 共的支援 - 近隣を含むムラの農家による支援

丸山の場合が典型であるが、ムラ人が耕作放棄した棚田を、ムラの他の自作農家たちが「保存会」を結成して耕作する支援形態で、農作業の全面請負であり、小作料は支払う事例（姨捨）と支払わない事例（丸山）とがある。

農民が保存会員として請け負って作業をしている棚田群の一部は、後述するオーナー制やトラスト制等の私的支援対象に当てられている事例もある（大山、丸山、姨捨）。

### 4. 私的支援

共的支援が最近注目されてきているが「共」と「私」の区別が曖昧な場合もあり、ここでは煩を避けて単純化して「私的支援」とした。以下のように多様な支援があり、その参加形態には、労働組合や学校のような団体単位での支援と個人単位（家族や友人等の集まりを含む）の場合がある。

#### 4.1 オーナー制

都市住民等が特定の棚田の「オーナー」になって「オーナー料」を支払い、棚田保全にかかる経費を補助している。収穫され

\* 筑波大学大学院生命環境科学研究科 Graduate School of Life and Environmental Sciences, University of Tsukuba

\*\* 三重大学大学院生物資源学研究科 Graduate School of Bioresources, Mie University

たコメはオーナーが取得し、地元農家等の農作業に熟練した「インストラクター」付きで田植えや収穫作業に参加する。田植え、刈り取りといった作業以外は地元の保存会が行っている。

インストラクターは保存会から動員されて確保されるが、別報で報告したように、この労働の確保が制約条件となって、棚田はあってもオーナー希望者全員を受け入れられない事例がある（大山千枚田）。この事実からも、オーナーたちの田植え等の労働参加は、労務支援にはなっていないと見る方が実情に近い。

通常オーナー制は「特定農地貸付法」の適用を受け、市町村等が地主とオーナーの間に入って地主から農地を借り、オーナーに貸し付けている（大山）。また、保存会への農作業委託の形態には、公社を介在させる場合がある（丸山、明日香）。

なお、輪島千枚田では H19 年度からオーナー制を開始する予定になっている。

#### 4.2 トラスト制（現地作業参加あり）

「ナショナル・トラスト」という用語は、本来、現地に来ないで一定の費用を払って保全活動を助成する意味であろうが、大山をはじめ棚田保全運動に関する分野では、一定の費用を払って田植えや収穫のさいに家族や友人を連れて現地で作業参加する支援形態がこの名称で呼ばれている。オーナー制と違って作業する棚田が特定されておらず、いわば持ち分的になっている。持ち分に相当するコメを受け取る事例が多い。

#### 4.3 トラスト制（現地作業参加なし）

本来のナショナル・トラストのように、会費を支払って経費補助するが現地には来ないで農作業にも参加せず、また、コメも受け取らないのが原則である。ただ、棚田保全運動でこうした活動をトラストと呼ぶ事例はない。「丸山千枚田を守る会」などはこの範疇である。

#### 4.4 ワーキング・ホリデー

まれではあるが、ワーキング・ホリデー制度をとって、結果的には棚田の農作業（補助）を行っている事例がある（丸山、飯田）。参加者は食事と宿泊施設を供与され、場合によっては交通費も供与されるが、作業の種類は特定されない。丸山の事例では、三重県と熊野市が参加者の交通費と食費を負担し、宿泊には国庫補助事業で建設された交流施設が無償で利用されている。

#### 4.5 ボランティア

いわゆる棚田十字軍で、県や市町村等が棚田保全に要する労働の提供者（無償）を募集する。栃木県の例では応募者は耕作農家が手の回らない道路の草刈り等を行う労働提供を行っている。輪島市の白米ではイネの乾燥調整をボランティアが行っている。これらは文字通り「真水」の労働支援である。

なお、栃木県では毎年 300 万円程度の予算をかけ、チラシやホームページを作成して参加者を募っており、また、参加したボランティアには地元の農家が食事を無料で提供した。ボランティアの場合でも、こうした経費はかかっているのである。

#### 4.6 個人による借地経営

個人で農地を借地して、その一部として棚田も耕作している事例（藤本敏夫・加藤登紀子の「鴨川自然王国」）があり、従業員報酬・機器・肥料農薬費・施設費など一切を個人負担で行っている。

謝辞： 本研究にあたって岡本雅美教授より多大なご助言をいただいた。記して謝意を表す。

#### 引用文献

石井敦・佐久間泰一（2007）：丸山千枚田における復田棚田の持続的保全支援の分析，農土論集，246，181-187，2007

佐久間泰一・石井敦（2007）：千葉県鴨川市における棚田の持続的保全支援の諸形態，農土論集，投稿中